

大気環境の保全

要望先：環境省

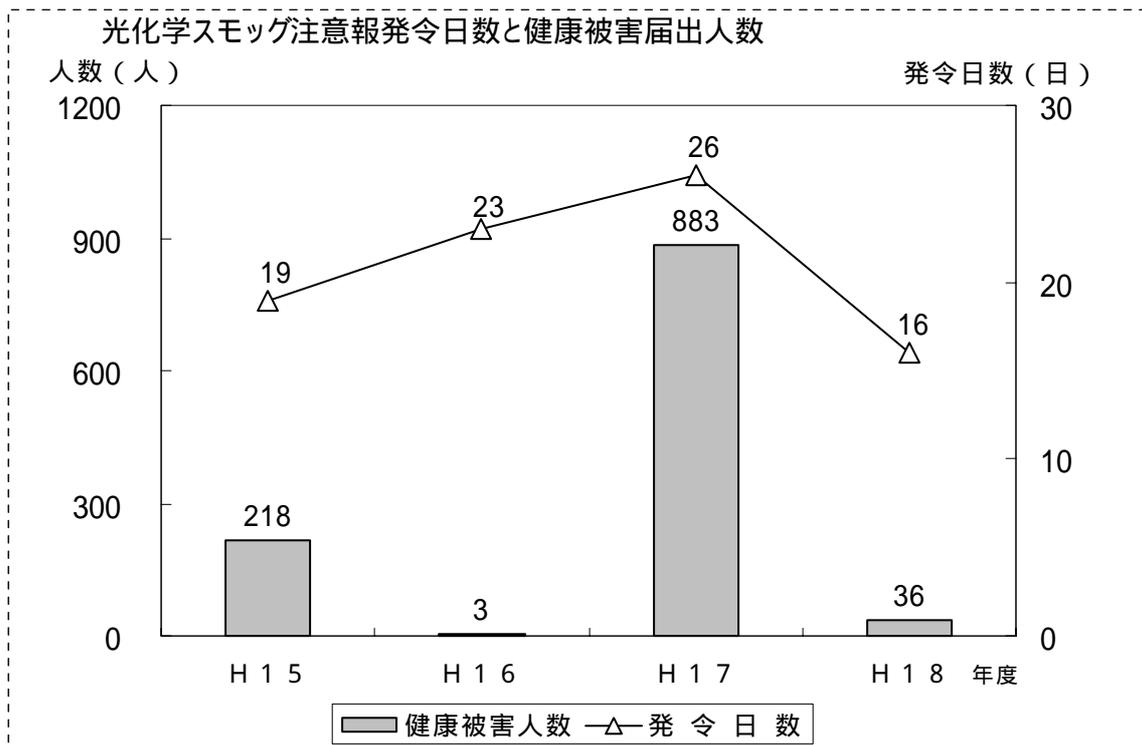
県担当課：青空再生課

大気中の光化学オキシダントについては改善が進んでおらず、本県における光化学スモッグ注意報発令日数は増加傾向にあり、大気環境の一層の改善が課題となっている。また、ディーゼル車から排出される微粒子については、県民の健康への影響が懸念されている。さらに、石綿（アスベスト）についても現在も多くの建築物等に使用されている状況にあり、今後その解体が多く見込まれることから大気中濃度の評価基準の整備が課題となっている。

1 光化学オキシダント原因物質の削減

環境省

光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成を抑制するため、工場・事業場など固定発生源に対する窒素酸化物の規制基準の見直しを行うこと。



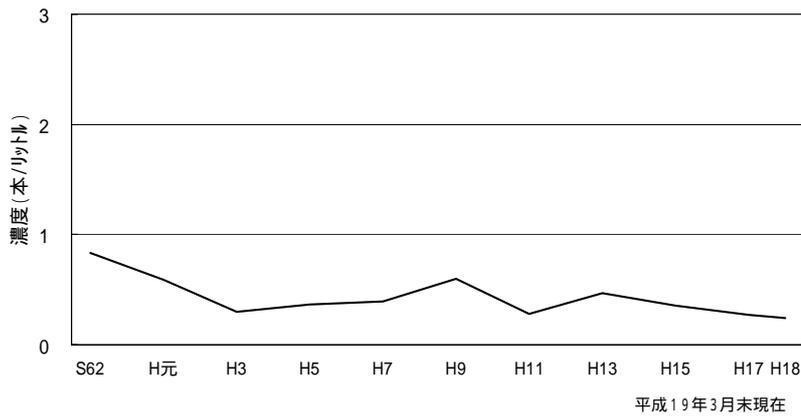
2 PM2.5 に係る環境基準の設定

環境省

健康への影響が懸念されているPM2.5について測定方法を早期に確立するとともに、ディーゼル排気微粒子など微小粒子の健康影響に関する知見を取りまとめ、その健康リスクを評価し環境基準を設定すること。

一般環境及び建築物等の石綿除去作業周辺における大気中の石綿濃度について、大気汚染防止法令の見直しを行い評価基準を設定すること。

一般環境中の石綿濃度の推移（埼玉県）



特定粉じん排出等作業に係る届出数及び立入検査数（埼玉県全体）

年度	届出数	立入検査数
16	76	54
17	315	383
18	581	826